

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 7 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26330384

研究課題名(和文) 大学における知的財産情報と多元的ネットワークの法的研究

研究課題名(英文) A Legal Study of Intellectual Property Information and Pluralistic Network in Universities

研究代表者

青江 秀史 (Aoe, Hidefumi)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号：30379086

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、大学と組織の連携で生じる知的財産情報に関する諸問題の制度的観点や政策的観点について、海外における取組みとの比較研究を通じ、各大学が定める知的財産ガイドラインのあり方、地域との「身近な産学連携」のために必要な施策の検討を行う。また知的財産法と契約法や租税法上の問題について、現行法制度との整合性について総合的に検討を行い、円滑な産学連携活動への示唆を試みることを目的とする。

研究成果の概要(英文)：In this research we addresses the comprehensive analysis of the institutional and policy aspects of various issues related to intellectual property information in collaborative research between universities and organizations and comparative study of overseas state. It is aimed to make to suggest for a smooth industry-university collaborative activity by comprehensive consistency inquiry with present legal systems (IP law, tax law, contrast law).

研究分野：知的財産経営

キーワード：知的財産権 産学連携 コンピュータソフトウェア関連発明 デザインと知的財産

1. 研究開始当初の背景

大学では知的財産ガイドライン等の知的財産に関する学内規定の整備が進んだほか、知的財産を活用した産学連携が推進されるなど、「大学と知的財産情報」の関係への意識は飛躍的に高まった。また、国立大学の独立法人化など大学改革を受け、我が国の大学においても積極的な知的財産情報の活用が期待され、産学連携モデルの研究も盛んに行われてきた。

知的財産は、組織における研究活動や創造活動の成果として重要な戦略ツールとして捉えられており、知的財産が生み出され、活用されていく過程においては、様々なネットワークと接点をもつことになる。ただ、「大学と知的財産情報」の接近が急激に進められたことや、大学がこれまで主体的にビジネスを行ってきた経験がなかったことなどから、必ずしも上記の動きが当初の思惑通りに進んでいるとは言い難い。この原因は、「大学と知的財産情報」の問題への対応として念頭にあったのが、大きなイノベーションにつながる特許、プログラム著作物等であり、「大学と知的財産情報」の関係において大多数を占める、改良特許や言語、音楽、映画等の著作物、デザイン、あるいは商標権を活用した地域の企業等との「身近な産学連携」への対応が不十分であったことにあるのではないかと考えられる。

また、「大学と知的財産情報」の関係についても、「産学」だけでなく、大学間での共同研究などの「学学」、地域社会との関係での「社会学」、国や地方公共団体との関係である「官学」、そして、学生や教職員との関係である「学内」といった、それぞれの場面から総合的・相関的に捉え直す必要があるのではないかと考えられる。

2. 研究の目的

本研究では、大学における多元的ネットワークと知的財産情報の関係に着目し、主に大学と組織の連携で生じる知的財産情報に関する諸問題の制度的観点、政策的観点について分析し、今後の連携活動の運営指針への示唆を試みることを目的とする。

具体的には「大学と知的財産」に関する法律問題において、各大学が定める知的財産ガイドライン等が産学連携の阻害要因とならないようにするための方策や、地域との「身近な産学連携」のために必要な施策を提示すること、また知的財産法と契約や租税法上の問題についても検討を行う。

3. 研究の方法

(1) 本研究においては、まず、大学において生じる知的財産情報に関する法律問題を、学内と学外の場面に分けた上で、学内については「大学と教職員」「大学と学生」の間に生じる問題への検討は不可欠であることから、現在の実態を明らかにした上で、「大学

における著作権に関するガイドライン案」提示など具体的な方策について考察を行う。

(a) 「大学と企業」の関係をもて、共同研究における知的財産権の帰属と活用について、知的財産契約の視点から改めて検討する。また、大学が知的財産情報の活用によって利益を得ている場合の課税評価の問題についても、産学連携の促進のために必要な施策について検討を行う。

(b) 「大学と大学」の場面では、教員の移動があった場合の研究成果の帰属を巡る問題などで、知的財産ガイドライン等の規定に齟齬があった場合について生じる問題を検討する。また、海外からの招聘教員や在外研究中の教員の職務発明等の問題などを検討する。

(c) 「大学と国・地方公共団体」の場面では、研究委託によって得られた成果物を巡る問題を検討するほか、産学連携と対比した場合の産学官連携の特殊性について、コンピュータソフトウェア関連分野における国際競争から生じる知的財産情報の問題への対応について、諸外国との比較的研究を加味して分析を行う。また医療分野、町づくりにおける新たな連携についても実態調査を行う。

(d) 「大学と地域社会」の場面では、地域にある商店街等との連携を「身近な産学連携」と捉え、大学の顧客吸引力に着目し、大学名やロゴ、キャラクター等の権利化や大学祭などで地域と共同のイベントを開催する際の実務問題について検討を行う。

4. 研究成果

本研究の大学における多元的ネットワークと知的財産情報の関係、主に大学と組織の連携で生じる知的財産情報に関する諸問題の制度的観点、政策的観点からの成果は次のとおりである。

大学内での知的財産情報の問題

大学の定める知的財産ガイドライン等の規定による権利帰属の処理のあり方について、学生生活動の中で生じる知的財産情報(サークル活動の成果の発表など)の適切な処理の方策等については、学内ガイドラインの整備により、職務発明についての規定は定められているものの、職務著作に関する規定を欠いている大学も多く、規定を有している場合も特許に関する規定を準用するものがほとんどである。しかし、職務発明と職務著作では原則的な権利帰属のあり方の段階から異なり、単純に職務発明規定を職務著作規定に準用することは難しく、別途ガイドラインを策定する必要があるものと思われる。

学外との関係により生じる知的財産情報の問題

ここでは、知的財産情報自体に目を向けて、知的財産法の観点から2つの分野について分析を行った。まず、大学において国内外を見据えた研究活動が行われている分野の例

として、ソフトウェア関連発明を対象に、日米欧における特許法上の発明についての比較法的研究を行った。我が国では「発明」についての定義(特許法2条1項、29条1項柱書)がされており、「発明」の定義に由来する「自然法則の利用」があるか、「技術的思想」に該当するか否かが判断され、その判断方法は、近年大きな変更は見られない。一方、米国ではこれまで重視していなかった特許性判断の前段階である特許適格性についての判断が厳しくなり、技術的課題の解決が明示されているかを厳密に評価する傾向にある。そのため、米国特有の判断テストに対応した発明内容を明示することが必要とされている。欧州では、従来の判断方法から大きな変化は見られず、特許性判断の過程において特許適格性が判断される仕組みで、欧州特許条約上の発明でないとする限定列挙(52条)に適合しなければよいとされている。国内外を視野にいたれた研究活動においては、適切な知的財産保護のための対策が必要であるといえる。

続いて、近年活発な動きがみられるデザイン分野における地域連携の実態調査にも取り組んだ。その結果、医療分野(医療機器、病院内観、看護用品、病院食管理)、町づくり(ブランディング、キャラクター作成、デジタルサイネージによるプランニング)など、モノとクリエイターの発想を融合させるデザインマネジメントによる多くの取り組みが行われている実態とその活動における当事者のもつ知的財産情報にかかる問題意識が明らかになった。例えば、良いアイデアが生まれても何を知的財産権として保護しておく必要があるのかが分からないまま研究会などで発表を行い、結局、知的財産権を確保していないために実用化につながらないなどの事態が生じていることが分かった。

競合的に生じる問題について

各大学が公表している知的財産ガイドライン等では、具体的な細則を規約や契約に委譲しているものが多く、それらについてさらに調査を行ったところ、その内容は各大学でばらつきがあり、また、いくつかの問題を含むものであることが明らかになった。具体例としては、研究成果有体物の譲渡契約では、営業秘密、知的財産の消尽、契約としての公正さ、知的財産法と加工法理・果実法理の競合領域が存在することを指摘できる。そして、現在多くの大学ではこの競合領域に関して、租税法上の観点からも公正な取引慣行に照らして適切とは言い難い取引状況があり、研究成果の社会還元の見地からも改善を図る必要性があることを指摘した。

上記を踏まえた総合的視点からの知的財産教育の観点からの具体的解決策の提示

創作活動と産学連携が急速に進んだことにより生じた知的財産権に関する知識の欠

如等の問題については、早急な知的財産教育の普及が必要であるとともに、大学の知的財産情報の適切な保護のために、基本的知識から分野別に必要な知的財産知識を取り込んだ教育教材の開発、教える人材の確保が必要である。一方で、知的財産権に関する知識の普及に向けた組織的な理解も大変重要であるため、総合大学はもとより、芸術分野の大学等においても、産学官連携を視野にいたれた知的財産意識の向上を推進していくことが求められる段階にあるといえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計10件)

谷口塾津夫、税法における命令委任と租税主義の潜脱、阪大法学、査読無、vol.66、No.3・4、2016、pp487-510

吉田悦子、米国における特許適格性審査に関する通知についての一考察-抽象的アイデアに関する取扱いを中心に-、AIPPI、査読有、Vol.61、No.10、2016、pp22-32

谷口塾津夫、固定資産税(1)-真実の所有者に対する不当利得返還請求権(最三小判昭和47・1・25)、別冊ジュリスト「租税判例百選 第6版」228号、2016、pp181-182

吉田悦子、特許法上の発明とその判断についての比較法的考察、AIPPI、査読有、Vol.61、No.4、2016、pp2-17

[学会発表](計19件)

勝久晴夫、大学と知的財産権、同志社大学知的財産法研究会、2017年4月22日、同志社大学(京都府・京都市)

吉田悦子、Recent development of the Patent Eligibility after Alice-Focus on the handling of the abstract ideas, Works-in-Progress Conference "IP Scholars Asia 2017", 2017年2月24日、Singapore(Singapore)

正城敏博、産学連携ガイドラインの概要と運用-知財の観点から、大学と企業のより良い連携のための「リスクマネジメント」と「ガイドライン」-利益相反マネジメント、知財マネジメント、営業秘密マネジメントなどを題材に-、2016年12月9日、東京大学(東京都・文京区)

青江秀史、知的財産人材育成のあり方、知財と経営研究会、2016年12月5日、東京工業大学(東京都・目黒区)

吉田悦子他、医療現場ニーズから生まれる機器開発における知的財産保護と関係者への知的財産教育プログラム作成の取り組み、日本知財学会第14回年次学術研究発表会、2016年12月4日、日本大学(東京都・千代田区)

青江秀史、イノベーションと知的財産、大分大学産学官連携機構特別講義、2016年11

月 10 日、大分大学（大分県・大分市）
青江秀史、デジタル流通環境におけるリスク対策、企業におけるデジタル・コンテンツ流通勉強会、2016 年 6 月 27 日、貿易センタービル（東京都・港区）

吉田悦子、我が国のソフトウェア発明と機能的表現、IPrism 国際知的財産シンポジウム、2016 年 5 月 31 日、大阪大学（大阪府・豊中市）

勝久晴夫、広告写真の著作物性及びメタタグ等の記載による商標権侵害等の成否、比較法研究センター知的財産判例研究会、2015 年 12 月 11 日、大阪倶楽部（大阪府・大阪市）

吉田悦子、A Comparative Law Study on the Patent Eligibility in Japan and Europe, CDE-seminar, 2015 年 11 月 27 日、Toulouse (France)

正城敏博、国プロとバイドール、UNITT アニュアル・カンファレンス、2014 年 9 月 5 日、関西学院大学（兵庫県・西宮市）

〔図書〕（計 2 件）

谷口勢津夫他、青林書院、租税回避否認規定に係る要件事実論、2016 年、538(276-296)

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.iprism.osaka-u.ac.jp>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青江 秀史 (Aoe Hidefumi)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号：30379086

(2) 研究分担者

谷口 勢津夫 (Taniguchi Setsuo)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号：30171846

正城 敏博 (Masaki Toshihiro)
大阪大学・産学共創本部・教授
研究者番号：30294036

勝久 晴夫 (Katsuhisa Haruo)
大阪大学・知的財産センター・特任助教(常勤)
研究者番号：00597958
(平成 28 年 10 月まで分担者)

吉田 悦子 (Yoshida Etsuko)
大阪大学・知的財産センター・特任研究員
研究者番号：30599816

(平成 26 年度立命館大学、平成 27 年度より大阪大学)